

マイナンバーカードで保険証確認ができる「マイナ受付」について、当院では専用端末を下記の4か所に設置しました。

令和4年1月24日（月）～ ご利用可能です。



①正面玄関前



②総合受付



③Aブロック受付



④つなごうて

→紹介状の方・入院される方

対象の保険証

●保険者証類

(健康保険被保険者証 / 国民健康保険被保険者証 / 高齢受給者証等)

●被保険者資格証明書

●限度額適用認定証 / 限度額適用・標準負担減額認定証

●特定疾病療養受療証

なお、限度額適用認定証 / 限度額適用・標準負担減額認定証は、従来は事前に保険者に申請する必要がありましたが、今後オンライン資格確認が導入された医療機関では原則として、申請なしに限度額が適用されます。

《厚労省HPより抜粋》

自治体が管理する公費受給者証



(県障など) は現時点では、マイナ受付の対象となっていないため、引き続き保険証をご持参ください。

マイナ受付についても、従来の保険証確認と同様に、月1回程度の保険証確認、また保険証が変わったタイミングでの確認をお願いします。



高額療養費制度とは？

医療費の家計負担が重くならないよう、医療機関や薬局の窓口で支払う自己負担額が、1か月（暦月：1日から末日まで）単位で一定額を超えた場合に、その超えた金額を支給する「高額療養費制度」。

「認定証」などの提示により、窓口での支払いを自己負担限度額にとどめることが可能。

この取り扱いを受けるには、事前に「認定証」を入手していただく必要があります。認定証の交付手続きについては、ご加入の健康保険組合、協会けんぽ、または市町村（国民健康保険・後期高齢者医療制度）などにお問い合わせください。

《厚労省HPより》